

# 令和2年度低所得者用途認定について

宇治市上下水道部営業課

宇治市では、所得が低く生活に困窮している世帯（同居者全員の所得合計が、下記基準額以下の場合）を対象に、上下水道料金を軽減する制度があります。

申請を希望される場合は、指定の申請書兼同意書に必要事項を記入し、必要箇所に押印の上、提出してください。

- 同居者全員（世帯分離の世帯人数を含む）を記入・押印して下さい。
- 申請地に、現に居住している人が対象となりますが、人数の判断は住民登録を確認することになりますので、同一住所地に住民登録があるが、現に居住していない人がいる場合は、実際の居住地に住民票を異動したうえで申請してください。
- 生活用途として水道を使用していると認められない場合、営業用途（店舗兼住宅等）で水道を使用している場合、または複数の水栓で申請の場合は適用されません。

## I 必要書類

- (1) 申請書兼同意書
- (2) 同居者全員の所得資料※

## II 所得資料※

令和2年度の所得（平成31（令和元）年中の収入）資料の提出が必要ですが、令和2年1月1日時点で宇治市に住民登録があった人で、申請書記載内容（所得情報を閲覧すること等）に同意する人については別途所得資料を提出する必要はありません。

ただし、令和2年1月1日以降に住民票を宇治市に移した人は、その人の令和2年1月1日時点で住民登録があった自治体で令和2年6月1日以降に発行される令和2年度住民税課税証明書等（コピー可）を添付して申請する必要があります。（源泉徴収票では受付できません）

## III 令和2年度低所得者用途認定期間

偶数月に検針をしている地区（東地区）：2年度3期分（8月検針）～3年度2期分（6月検針）

奇数月に検針をしている地区（西地区）：2年度2期分（7月検針）～3年度1期分（5月検針）

◎ 認定は1年ごとに更新が必要です。また、申請時点より過去に遡って認定を受けることはできません。

◎ 生活保護を申請中、または受給中の場合は申請書のチェック欄に記入してください。

☆ 認定期間中に転居の場合は、転居後の住所地にて再度申請する必要がありますので、低所得者用途の認定中である旨を申し出てください。低所得者用途認定は自動的に転居後の住所地には適用されません。

## IV 所得基準額

世帯人数	所得額
1人	452,000円
2人	944,000円
3人	1,595,000円
4人	1,836,000円
5人	2,054,000円

[宛先]

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33

宇治市上下水道部営業課料金係

[電話]

0774-20-8761

●6人以上については1人につき、218千円を加算した額